

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 12 月 2 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 山 田 忠 晴

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 浦川原区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ、高齢者支援課
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務等は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 4 年 10 月 3 日～令和 4 年 11 月 29 日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 2件

被監査課等	内容
浦川原区教育・文化グループ	<p>○浦川原区スクールバス等運行事業</p> <p>浦川原区スクールバス運行委託契約では、清掃用具代として年18,469円を12等分し(3月で端数調整)毎月支払うことと定められているが、3月分に必要物品を購入した代金3,718円が計上されているのみであり、差引すると令和3年度分で14,751円の支払不足が生じていた。このことは、3月分の請求書受理時に判明したもので、受託者からの申出で令和3年度分の未払分は請求されないままとなっていた。また、時期が令和3年度の出納整理期間中のことであり、支払不足分への対応は可能であったにもかかわらず、適正な事務執行がなされていなかった。</p> <p>さらに、同委託の定期運行業務については、1日2便(7,315円)と1日3便(9,240円)を曜日により設定しているが、2月、3月は登校時の1日1便(4,620円)を計5回運行した実績があった。これは、例外的に登校時のみ運行したもので単価は契約で定められていなかったが、双方協議等を行わないまま受託者が設定し、請求していた。</p> <p>これらのことについて、双方協議及びその決裁等の必要な手続きを経ずに行っていたことから、契約内容の把握及び検収を徹底することはもとより、総じて厳正に業務へ取り込まれるよう改められたい。</p> <p>○浦川原区体育施設管理運営費</p> <p>前回監査において、年度末の体育施設利用料が4/1以降に会計課で収納されたものの、更正処理を行っていなかったことに対して注意としていたが、職員の異動時に事務引継がされておらず、改善されていなかった。また、浦川原体育館運動用具保守点検業務委託について、検収日が報告書提出日より前であったことに対して注意としていたが、当該委託では改善されていたものの、浦川原区体育施設維持管理業務委託において改善されていない月があった。</p> <p>前回監査では、前々回監査時の注意10項目のうち6項目が改善されていなかったことに対し指摘としており、令和3年度に実施した随時監査では、6項目のうち1項目が改善されておらず、指摘としていた。今回は、前回改善されていなかった6項目はすべて改善されていたものの、前回注意としていた2項目について改善されていなかった。については、監査における指摘事項等に対しては、確実に事務引継を行い、指摘事項等となった業務だけでなく、他の業務も含め適正な事務処理が行われるよう徹底されたい。</p> <p>また、上記以外にも収入事務や契約事務等において指摘事項等が多数あり、認識誤りが決裁の過程で修正されることなく、誤った処理のまま事務が進められており、決裁におけるチェック体制が有効に機能していなかった。規則等に則った適正な事務処理が行われるよう改めて確認を行うとともに、組織全体で事務体制の在り方を見直されたい。</p>

(2) 注意事項 21件

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 収入事務に関する事 | 4件 |
| ② 契約事務に関する事 | 10件 |
| ③ 検収事務に関する事 | 3件 |
| ④ 契約・検収事務に関する事 | 1件 |
| ⑤ 文書管理及び検収事務に関する事 | 1件 |
| ⑥ 備品管理に関する事 | 2件 |

(3) 要望事項 3件

- ① 消防施設用地の借地料について
- ② 体育施設維持管理業務委託の夜間割増賃金について
- ③ 使用料等の金融機関への納入について